

神保保予第 2285 号  
平成 27 年 1 月 26 日

公益社団法人神戸市民間病院協会  
会長 松田 尨功 様

神戸市保健所長  
伊地智 昭浩  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等の一部改正について ( 周知依頼 )

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の保健福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 ( 平成 27 年政令第 1 号 ) が平成 27 年 1 月 9 日に公布され、1 月 21 日からその一部が施行されました。これにより、一部の疾患について届出基準等の一部改正が行われています。

つきましては、通知文書の写しを送付いたしますので、貴会員の医療機関にご周知をお願いいたします。

[ 主な改正内容 ]

- ① 中東呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ ( H7N9 ) について指定感染症から二類感染症に変更  
( 感染を疑う患者が発生した場合の標準的な対応の流れはこれまでと変更なし )
- ② 四類感染症のデング熱の届出基準のなかで検査方法 ( IgM 抗体の検出 ) を変更

[ 添付資料 ]

厚生労働省からの通知文書等

- ① 施行通知 ( 健発 0121 第 1 号, 平成 27 年 1 月 21 日 )
- ② 届出基準等の一部改正 ( 健感発 0121 第 1 号, 平成 27 年 1 月 21 日 )

※ 新旧対照表、新しい届出票等については神戸市の「感染症届出の手引き」のホームページから入手をお願いします。 [神戸市 感染症届出 \[ 検索 \]](#)

担当 : 神戸市保健所予防衛生課  
結核・感染症係 黒川・竹内  
Tel : 078-322-6789  
Fax : 078-322-6763

健発 0 1 2 1 第 1 号  
平成 27 年 1 月 2 1 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行等について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 1 号。以下「整備等政令」という。）については、平成 27 年 1 月 9 日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 8 号。以下「整備等省令」という。）については、本日、別紙 1 のとおり公布されたところである。これらの改正の概要は、下記のとおりである。

また、整備等政令及び整備等省令の施行に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発 0319 第 458 号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を別紙 2 のとおり改正し、本日から適用することとした。

加えて、平成 25 年 4 月 26 日付け健発 0426 第 19 号厚生労働省健康局長通知「鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行等について」及び平成 26 年 7 月 16 日付け健発 0716 第 17 号厚生労働省健康局長通知「中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について」は、本日をもって廃止する。

貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の

一部を改正する法律（平成 26 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）を「法」と、整備等政令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）を「令」と略称する。

## 記

### 第一 整備等政令の概要

#### 1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行う。

#### 2 概要

##### (1) 関係政令の廃止

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）は、廃止すること。（整備等政令第 1 条関係）

##### (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正（整備等政令第 2 条関係）

ア 特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は、H5N1 及び H7N9 とすること。（令第 1 条関係）

イ 三種病原体等であるマイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）が耐性を有する薬剤は、(ア)に掲げる薬剤及び(イ)に掲げる薬剤とすること。（令第 1 条の 4 関係）

(ア) オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スパルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン

(イ) アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

ウ 四種病原体等であるインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスの血清亜型は、H2N2、H5N1、H7N7 及び H7N9 とすること。（令第 2 条の 2 関係）

エ 疑似症患者を患者とみなす感染症に中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。以下同じ。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H7N9 であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H7N9）」という。）を追加すること。（令第 4 条関係）

オ 獣医師の届出の対象として、鳥インフルエンザ（H7N9）について鳥類に属

する動物を、中東呼吸器症候群についてヒトコブラクダを、それぞれ追加すること。(令第5条関係)

(3) その他関係政令の一部改正

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第108号)及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)について、所要の改正を行うこと。(整備等政令第3条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

整備等政令は、平成28年4月1日から施行すること。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行すること。(整備等政令附則第1条関係)

ア 2の(1)及び2の(2)(イを除く。) 改正法の公布の日から起算して2月を経過した日

イ 2の(2)のイ 改正法の公布の日から起算して6月を経過した日

(2) 経過措置等

整備等政令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。(整備等政令附則第2条から第5条まで関係)

第二 整備等省令の概要

1 改正の趣旨

改正法の一部規定の施行に伴い、関係省令について所要の規定の整備を行う。

2 概要

(1) 関係省令の廃止

鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令(平成25年厚生労働省令第62号)及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令(平成26年厚生労働省令第81号)は、廃止すること。(整備等省令第1条関係)

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正

特定鳥インフルエンザ及び中東呼吸器症候群の患者に対して就業制限を行う場合の対象業務及びその期間を定めること。(整備等省令第2条関係)

## 2 施行規則

整備等省令は、改正法の公布の日から起算して2月を経過した日から施行すること。  
(整備等省令附則関係)

健感発 0121 第 1 号  
平成 27 年 1 月 21 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第1号）が平成27年1月9日に公布され、本日からその一部が施行されたところである。

また、現行のデング熱の検査方法の一部については、患者の確定診断として十分ではないため、デング熱以外の疾患に罹患した者がデング熱の患者として届出の対象となることがある。

これらを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとした。今回の改正の概要は下記のとおりである。

加えて、平成 26 年 4 月 25 日付け健感発 0425 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令及び鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」は、本日をもって廃止する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

## 第一 改正の概要

- 1 「第 3 二類感染症」の「4 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る）」の名称及び「(1) 定義」の表現の

適正化を行うとともに、別記様式 2-4 「重症呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）発生届」の名称の表現の適正化を行うこと。

2 「第 3 二類感染症」に「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る。）」及び「鳥インフルエンザ（H 7 N 9）」の項を追加し、別記様式 2 に「中東呼吸器症候群（MER S）発生届」及び「鳥インフルエンザ（H 7 N 9）発生届」の様式を追加すること。

3 「第 5 四類感染症」の「2 1 デング熱」の「(3) 届出基準」について、検査方法の適正化を行い、別記様式 4-2 1 「デング熱発生届」において同様の改正を行うこと。

4 その他所要の改正を行うこと。

## 第二 適用日

この通知は、本日から適用する。